

当座勘定規定新旧対照表

改定前	改定後
当座勘定規定（一般当座用）	当座勘定規定（一般当座用）
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等が無い場合には、取引を行うことはできません。</p>
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
当座勘定規定（ホーム・チェック用）	当座勘定規定（ホーム・チェック用）
<p>第7条（小切手、手形の支払）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（小切手、手形の支払等）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>(5) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等が無い場合には、取引を行うことはできません。</p>
<p>第17条（署名鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>第17条（署名鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
当座勘定規定（専用約束手形用）	当座勘定規定（専用約束手形用）
<p>第29条（規定の改定等）</p> <p>(1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。</p> <p>(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。</p>	<p>第31条（規定の改定等）</p> <p>(1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。</p> <p>(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。</p>